

7. 次期中間処理施設整備の基本方針

地域住民、関係市町及び本組合がどのような施設とするか、目指すべき方向性や理念を示すものとして、「ごみ処理基本計画」及び「用地検討委員会 最終答申書（平成26年9月）」に示されている事項を踏まえ、建設候補地「吉田地区」における基本方針を以下に示す。

【基本方針】

（1）地域住民等の理解と協力を確保する安全・安心な施設整備

- 吉田地区及び周辺自然环境と調和した施設整備を図る。
- 地域住民の理解と協力を確保し、安心・安全な恒久施設となり得る施設整備を図る。

（2）循環型社会形成と地域活性化の拠点となる施設整備

- 循環型社会形成を目指すことと併せ、ごみの持つエネルギーを最大限に活用した地域へのエネルギー供給、雇用創出を図る。
- 地域の特性や資源を活かし、地域活性化に寄与するほか、大規模災害時には避難・救護のための防災拠点^{※1}の役割と災害廃棄物を迅速に処理する復興拠点^{※2}としての役割を果たす施設として整備を図る。

（3）経済性と高度なシステムの両立を目指した施設整備

- 効率かつ経済性を考慮した最新技術の導入を図る。
- 施設整備から運営に至る全段階において経済性に配慮した検討を行い、最適な事業方式の選定を図る。

※1：施設内スペースを活用した一時的避難場所や緊急的救援・救護場所の機能をいう。

※2：災害廃棄物の適正処理とエネルギー供給の機能をいう。